

第 1 5 3 5 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 2 8 年 4 月 2 1 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 8 時 4 0 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(報告事項)

- 第1号 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の策定について（総務課・特別支援教育課）
- 第2号 女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画（島根県特定事業主行動計画）の策定について（総務課・学校企画課）
- 第3号 平成29年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について（学校企画課）
- 第4号 今後の県立高校の在り方検討委員会について（学校企画課）
- 第5号 平成28年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査結果の概要について（教育指導課）
- 第6号 平成28年度全国学力・学習状況調査について（教育指導課）
- 第7号 島根県生徒指導審議会委員の改選について（教育指導課）
- 第8号 平成28年3月県立高校卒業者の就職内定状況（3月末）について（教育指導課）
- 第9号 平成28年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について（特別支援教育課）
- 第10号 平成28年度子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について（教育指導課・社会教育課）
- 第11号 島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について（社会教育課）
- 第12号 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）について（社会教育課）
- 第13号 高校生の競技力向上のための強化指定（平成29年度～平成31年度）について（保健体育課）

_____ 以上原案のとおり了承

(協議事項)

- 第1号 主権者教育の対応について（教育指導課）

_____ 以上資料に基づき協議

－非公開－

(承認事項)

- 第1号 市町村立学校教育職員（管理職）人事異動について（学校企画課）

_____ 以上原案のとおり承認

(協議事項)

- 第2号 公立学校教育職員による不適切事案について（学校企画課）

_____ 以上資料に基づき協議

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
鴨木教育長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤田委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
今岡教育次長	全議題
嶋田参事	公開議題
春日参事	公開議題
野口参事	公開議題
村木教育センター所長	公開議題
松本総務課長	全議題
錦織総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	全議題
津森県立学校改革推進室長	公開議題
竹下地域教育推進室長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
三島特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
福間社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
広江文化財課管理監	公開議題
鈿福利課長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
堀学校企画課企画幹	承認第1号、協議第2号
梅木学校企画課企画人事主事	承認第1号、協議第2号
- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

小村総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	13件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	0件
	承認事項	1件
	協議事項	1件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	森委員	

(報告事項)

第1号 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の策定について（総務課・特別支援教育課）

○松本総務課長 報告第1号障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の策定についてご報告する。

資料1の1ページをご覧いただきたい。この対応要領の策定については、今年1月20日の教育委員会会議において、事務局案をお示しして協議いただいたところである。その際、今後の予定としてパブリックコメントに供することや、障がい者施策審議会委員をはじめ、関係者の意見を伺いながら必要な修正を施していくとされていたが、こうした手続を経て、法の施行に合わせ4月1日付けで策定、施行したので、ご報告する。

改めて、この対応要領の概要についてご説明する。平成28年4月1日に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要については、1に示したとおりである。国、地方公共団体、民間事業者の障がい者への差別的取扱いを禁止するとともに、障がい者への合理的配慮の不提供を禁止している。また、地方公共団体は、職員に対する対応要領を策定するよう努めるとされた。これに基づき2にあるように、県教育委員会では教育庁等における対応要領を策定し、また県立学校における対応要領についても策定したところである。

主な内容を3に示しているが、実際の要領に即してご説明する。報告第1号の別冊資料1、島根県教育庁等における対応要領をご覧いただきたい。第3条に不当な差別的取扱いの禁止が、第4条に合理的配慮の提供が規定されている。そして、この要領には3ページにあるように、別紙として対応要領に係る留意事項がまとめてあり、不当な差別的取扱いの基本的な考え方や不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の基本的な考え方、合理的配慮の具体例などについて記している。また、8ページにあるように、参考として障がいごとの特性と必要な配慮の例についても詳細を記している。この対応要領の基本構成は、報告第1号別冊資料2の島根県立学校における対応要領とも同様であるが、学校における対応要領の方が、別紙の留意事項に関しては学校現場で発生しうる事象に即してより詳細に記している。

資料の1の1ページをご覧いただきたい。4に対応要領策定に係る意見聴取先を記載しているが、その結果として1の2のページにあるような意見を頂戴した。そのうち、この5つの意見については、それに基づき要領の修正を行ったところである。内容については、資料をご確認いただきたい。

1の1ページの5の職員等への啓発、研修についてだが、昨年度の段階で管理監督者研修の開催や校長会等での周知を行ったが、今年度においても新採研修や新任管理職研修、職場内研修などで実施していきたいと考えている。

○森委員 この対応要領ができるまでに島根県内の学校で大きな問題となった事例があるか。

○三島特別支援教育課長 大きな問題となった事例はないが、今後法律の趣旨に則し、社会全体の意識が変わっていく必要があると思う。

○岡部委員 大切な内容が多岐にわたっているので、これまでの蓄積したノウハウをもとに効果的で適切な研修をおこない、周知徹底に努めていただきたい。

○広江委員 対応要領ができたことは、非常に大切なことで大きな一歩だと思う。県立学校における相談窓口は特別支援教育課となっているが、これまで学校でそのような問題等があったときには人権に関わる委員会、保健部などで対応してきたと思う。今後、学校内で新たな組織を作ることになるのか、それとも特別支援教育課へ直接連絡することになるのか、学校へはどのように説明してあるか。

○三島特別支援教育課長 基本的に学校現場で起こったことは、学校が組織として1次対応をきちんと行うこととなる。しかし、直接学校へは相談しづらい場合等の全体的な窓口としてこのような形で示している。

――原案のとおり了承

第2号 女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画（島根県特定事業主行動計画）の策定について（総務課・学校企画課）

○松本総務課長 報告第2号女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画（島根県特定事業主行動計画）の策定についてご報告する。

資料2の1ページをご覧ください。まず、1にこの行動計画の策定の経緯を記している。県では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に子育てしやすい職場づくり推進計画を策定し、職員が子育てしやすい職場環境の整備を推進してきたが、昨年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活躍推進法が成立し、県としても女性の登用の拡大や仕事と生活の調和の推進等に一層積極的に取り組むことになった。この両法とも行動計画というものを求めているが、取組の内容に重複するものがあるため、次世代法と女性活躍推進法の両法に基づく一体の行動計画を策定することになった。

2の計画概要をご覧ください。（1）にあるように、この計画は、知事部局、教育委員会など、各任命権者が連名で策定した。計画期間は、平成28年4月1日から5年間としている。計画の構成については、2の2ページの上段をご覧ください。この計画は、総論、数値目標、具体的な取組内容で構成されている。具体的な取組内容は、採用、登用など、五つの項目について記述されている。そして、その中には教育委員会での取組内容や数値目標も策定されている。

それでは、報告第2号の別冊資料、実際の島根県特定事業主行動計画を参照いただきながら、具体的にご説明する。1ページから3ページまでは、総論として計画策定の趣旨や計画の期間、計画の推進体制等、更には取組の主体等について記述している。3ページには、枠で囲んだ記述箇所が二つあるが、上の枠の中は取組の主体である。計画の中では全ての職員がそれぞれの立場で積極的に取り組むことが記述されているが、管理部門、所属長等、子育てを行う職員というように実施主体となる職員を区分し、5ページ以降に記述する取組について、具体的に誰が行うのか明確になるようにしてある。下の枠の中には、数値目標等の設定単位について記述している。この計画策定において必要になる現状の把握、課題分析、数値目標の設定等は、人事管理を一体的に行っている職

員のまとまりごとに行うこととし、その定義を記している。したがって、例えばこの計画で数値目標等を表す場合、教育委員会とあるときは教育職等の職員の目標等のことであり、教育委員会の教育職等の職員以外の目標等は知事部局等とあるところに包括されている。

これを踏まえ、4ページをご覧ください。数値目標を示している。教育委員会が関係するのは、この表の上から2番目以降の目標になる。なお、全ての目標は計画期間の最終年度、平成32年度における到達目標である。

それでは、5ページから始まる具体的な取組をご覧ください。まず、1番目の取組として、採用である。教育委員会では、女性教育職員の採用率は平成28年4月採用で55%である。知事部局の25%と比べれば高い採用率となっている。

6ページをご覧ください。2番目の取組として、職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援とある。①の女性職員の職域の拡大・計画的育成のところ、教育委員会の取組事項として4つ目の○に、女性教職員について、教育委員会の指導主事、校内の教務主任や学年主任等への積極的登用を行うとした。また、②の女性教職員のキャリア形成支援のところでは2つ目の○に、国、教育委員会、大学等主催の研修会へ女性教職員を積極的に派遣するとした。

7ページをご覧ください。3番目の取組として、登用について記述している。登用は、女性の活躍の進捗状況を示す最も端的な指標であるが、数値目標として平成32年までに知事部局等では職員の管理職に占める女性の割合を12%以上にするとしている。また、教育委員会では初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を15%以上にするとしている。ちなみに、27年度時点での数値は10.8%であるが、全教育職員に占める女性比率が約50%であることを考えると低い数値となっている。この女性管理職の拡大については、教育委員会の取組として2つ目の○で、女性教職員の多くは子育てや家庭の事情により居住地を離れにくいということがあり、管理職試験に対して消極的になっている傾向があるため、教育委員会職員や校長等との面談等による意識づけや啓発を行っていくとしている。

8ページをご覧ください。4番目の取組として、長時間勤務の是正等の男女双方の働き方改革について記述している。年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備や時間外勤務の縮減を図ることは、子育てや介護を行う職員をはじめ、全職員にとって職業生活と家庭、地域生活の両立のために必要なことであり、時間外勤務の縮減のための取組等を一層推進することとしている。数値目標としては、平成32年までに年次有給休暇の年間平均取得日数を13日以上とした。ちなみに、平成26年時点における教育委員会の年間平均取得率は9.6日となっている。①は長時間勤務の縮減、ワーク・ライフ・バランスの確保について記述している。教育委員会でも知事部局と同様に、様々な時間外縮減対策を管理部門、所属長等、全職員がそれぞれの立場で実行していく。学校に勤務する教育職員と警察職員は、業務の特殊性から時間外勤務縮減の縮減目標は設定しないこととしているが、学校に勤務する教育職員の長時間勤務の実態は看過できないものがあるため、10ページの上段にあるように、勤務時間内での業務処理について職員間での共通理解を図るとともに、校務の計画的、効率的処理に取り組むこと、また過重労働による健康被害を防止するため、学校管理医による職員本人に対する面接指導等を行って

いく。

そのほか、12 ページからは年次有給休暇等の取得促進、13 ページからは勤務時間の弾力化、そして14 ページには子育てを行う職員の転勤についての配慮を行うとしている。15 ページをご覧いただきたい。5 番目の取組として、家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備について記述している。県では、職員の仕事と子育て、介護等との両立を支援するため、各種制度を設けており、職員がこうした制度を希望する時期に必要な期間、安心して利用することができる環境を整備する必要があるとしている。数値目標としては、平成32年度までに男性職員の育児休業取得率を13%以上に、また男性の配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得率を100%にするとした。

17 ページからは、育児休業等を取得しやすい環境の整備として、育児休業等や介護休暇を取得しやすい雰囲気を醸成すること、安心して育児休業等を取得できるよう代替職員の確保に努めることなどを記述している。なお、ここでは教育委員会の取組として、講師が安心して産前・産後休暇を取得できるよう代替講師を配置するとともに、その確保に努めるとした。

このほか、21 ページから24 ページにかけては、男性の育児休業等の取得促進、職場における男女共同参画の推進のためにそれぞれの立場で取り組むこと、そして仕事と子育ての両立支援相談窓口の設置について記述している。

また、25 ページから26 ページには、子育てについての地域貢献等というくくりの中で、職員の地域貢献活動への参加促進、子どもを交通事故から守る活動の推進、安全で安心して子どもを育てる環境の整備、子育てバリアフリーの促進について記述している。以上が島根県特定事業主行動計画の説明である。

○原委員 放課後にPTA活動をしていると、一度帰宅した若い女性の先生が、子どもを連れて再び仕事へ戻る姿を見た。子どもがかわいそうで帰宅するよう勧めたが、仕事量は多く、家に仕事を持ち帰ることもできないので、やむを得ないとのことであった。聞いてみると、同じような実態は他でもあるようだ。教員の約55%は女性であり、学校が女性にとって働きやすい職場環境となることによって、他の民間企業等へも波及していくのではないかと。

また、教育職員について時間外勤務の縮減目標は設定せず、計画的に効率的処理に取り組むように心がけるとのことだが、心がけるだけでは学校現場の先生には届かないと思う。

また、この計画は、子育てについて重点的に記載されているが、女性にとっては介護も重要である。国や他県等では早出、遅出の時差出勤の制度も導入されているとのことであり、島根県においても導入が進むとよいと思う。

○松本総務課長 時間外勤務縮減の目標を設定していないという点について少しご説明すると、教育職員については職務の特殊性から時間外勤務という概念がないため時間外勤務手当が支給されていない。それは職務の特殊性からそうなっている。しかし、実際、教育職員は長時間労働をしている実態があるため、管理職、また管理部門である総務課及び学校企画課も含め、職員間において勤務時間内での業務処理について共通理解を図りながら校務を計画的、効率的に取り組む、またそういった意識で事務改善等にも取り組むということである。

○高橋学校企画課長 時間外勤務の削減は長年の懸案であり、それを解決する施策を検討するため、昨年度4年ぶりに時間外勤務の実態と、教員がどこに負担感、多忙感を感じているか等についての調査を行った。調査結果をとりまとめ、またご報告する。できる限り多方面から解決につながる施策を行っていききたい。

○原委員 男女共同参画という女性得をするという少し誤った偏見もあるが、女性にとって働きやすい職場は男性にとってもよい面がある。比較的高齢の方は、なかなか考えが変えられない場合も見受けられるが、今の男子高校生はバレンタインの義理チョコを手作りするなど、若い世代では理解が進んでおり、長い目で取り組んでいく必要があると思う。

○鴨木教育長 学校現場の教職員の健康管理の問題、なかんずく長時間勤務の縮減対策の問題は、大変重要な課題だと思っている。構造的にアプローチしなければならない面もあり、また学校現場の管理職と教職員、学校管理医が話し合う中で一歩ずつでも改善を図る、そういう小さな一歩一歩の積み重ねということもあろうかと思う。

この学校現場の教職員の健康管理の問題については、それぞれの学校の管理職、あるいは市町村の教育委員会に優先順位を上げて取り組んでほしいと思い、先週金曜日に開催された県立学校の校長・事務長会議において、私の考え方を文章にして配付した。さらに、来週の月曜日には市町村の教育長会議があるが、同様に私の考え方を文章にして配付する予定にしている。

○藤田委員 男性職員の育児休暇、配偶者の出産休暇等、働く女性にとっては今後とても必要なことである。目標を見るとある程度高い目標が掲げているが、高い目標に向けて努力しようという気持ちが表れていると思う。また、育児、出産だけではなく、今後介護の方にまで広がるのもっと女性が働きやすくなると思うのでよろしくお願ひしたい。

○森委員 介護の休暇は、管理職も一般職員と同様に取得できるか。管理職が家族の介護をしなければならない状況となった場合は、どうなるのか。

○高橋学校企画課長 制度上は取得できるが、実際に取得した事例は思いあたらない。

○鴨木教育長 介護のための休暇のとり方は、ある程度の期間まとめてとる方法と、例えば在宅介護のためにデイサービスセンターに親を送って帰ってくる、帰ってから例えば晩御飯をつくって食べさせる、そのための一定時間を学校勤務から外すというような時間制の介護時間のとり方というものもあり、管理職も取得できる。

○森委員 取得しづらいという現実はあると思う。

○藤田委員 教職員のうち55%が女性にもかかわらず、女性管理職の割合は低い。女性教職員の中には、介護等の家庭のことを考えると、管理職試験を受けるのにためらいがあるという方もいる。女性が活躍する場をつくるためには、介護等の制度を拡充することが必要だと感じる。

○原委員 計画の表題に「子育てしやすく」とあるが、女性の一生を考えたとき、子育ての時期だけではなく、介護の時期も重要である。この計画は全体的に主に子育てに関する取組であるが、介護の観点も必要だと思う。

○鴨木教育長 この計画は、教育委員会のみではなく島根県全体として策定され、4月1日から既に動き出している計画である。今、複数の教育委員さんからご指摘があったように、子育ての観点が強調してあるが、やはり介護の面でも女性が活躍しやすい環境と

いうものは大事だろうというご意見であった。ある意味では、ワーク・ライフ・バランスをきちんと確保していくことがやはり女性が活躍するための前提条件として大事なので、ワーク・ライフ・バランスというのは局所的な問題ではなく、意識改革から含めてやっていくべきものであるから、そのようなことを今後この島根県全体の計画のローリング、フォローアップ等の際に教育委員会事務局から知事部局に対して注意喚起をしていきたいと思う。

――原案のとおり了承

第3号 平成29年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○高橋学校企画課長 報告第3号平成29年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施についてご報告する。

来年度採用の教員選考試験であるが、今年度の試験は、明日4月22日に実施要項を配布する予定としている。これまでは、5月の連休明けに行っていたが、優秀な人材の確保という観点から2週間余り早めている。実施方針については、昨年と同様で優れた人材を確保するため、筆記試験のほか実技、面接等を実施し、多面的、総合的に教員としての力を評価するということである。採用者数については、学校数、学級数が減ると教員定数も削減されるが、そのようなことも含め長い展望に立って計画的に策定する。

29年度採用の募集人数は、218人程度を予定している。昨年より若干減少しているが、平成27年度採用から3年連続で200名を超える募集人数となっている。高等学校は、入学定員の減少に伴う学級減により教員定数が20名近く減っていることから、若干減っている。なお、高等学校の特別体育専任教員という項があるが、これは勤務校を限定し競技を限定した採用である。29年度採用では島根中央高校のカヌー、出雲農林高校のウエイトリフティング、この2種目について特別体育専任教員を募集する。現在、特別体育専任教員は県内6競技、6校、6名おり、これ以外ではフェンシングの安来高校、レスリングの隠岐島前高校、ホッケーの横田高校、それから水球の江津高校である。

3の2ページをご覧いただきたい。優秀な人材の確保についてだが、今年度新規で導入したものがあ。受験上の特例措置については、昨年度から導入している①現職教諭（島根県外の正式採用教員）への特例を今回拡大する。第1次試験を全て免除するという特例について、昨年度から導入している小学校、中学校、特別支援学校に加え、今回は特に人材確保が困難な状況にある高等学校の農業、工業、水産、福祉についても特例の対象とする。さらに、高等学校のその他の教科及び養護教諭、栄養教諭についても1次試験の一部免除の特例を設ける。すなわち本県では一般教養、教職教養の部分の免除を新たに導入する。昨年度、こうした特例を設けた結果、中にはIターンの方もいたが36名の他県の現職教諭が島根県に帰ってきた。名簿登載者230名のうち36名であるため、新採の6、7名のうちの1名は他県の現職教諭からの採用という状況である。今後も拡大させていきたいと考えている。

②の特例については、前年度の試験成績が非常に良かった方及び島根県で講師として島根県の教育のために頑張ってくださいという方を対象にした特例であるが、これは昨年度より導入したもので今年度も継続する。

次に（２）出願資格、出願年齢の緩和である。昭和32年4月2日以降に生まれた方を対象とする。これは実質59歳までということになり、事実上年齢制限を撤廃したということである。全国的にも同様の傾向であり、平成28年度採用試験では、全国で68の都道府県及び政令都市等の採用試験において25の採用単位で行われている。特に、東日本では35分の20で既に年齢制限を全て撤廃している。島根県の近辺では、広島市、広島県で昨年導入している。本県も年齢制限の撤廃により、更に優秀な人材を確保したいと考えている。

続いて、昨年度より導入している（３）大学院等に進学する者に対する特別措置について、今年も継続する。第4の特色ある教員採用の継続実施、特に石見、隠岐地域限定等の特色があるものだが、今年も継続して行う。

3の3ページをご覧いただきたい。明日から要項を配布し、5月24日が出願の締め切りとなる。選考試験の内容については、昨年と同じく1次試験を7月17日、2次試験は8月27日から9月3日の間で順次行う。

3の4ページをご覧いただきたい。昨年度から要項、願書等は全てホームページからダウンロードできるようにしている。また県内外13カ所で要項を配布する。応募者が多いことが優秀な人材の確保及び臨時的な教員の確保にもつながる。募集活動は昨年度から既に行っており、昨年10月、11月にはUIターンフェアに参加し、12月28日には採用試験の相談会を松江と浜田で行った。さらに、中国地方の大学訪問は12月から開始している。明日から要項配布するので、早速、4月23日、24日に県内で募集説明会を行う。その後、東京、大阪等、県外6カ所での説明会、更に中四国、近畿の大学、30大学で説明会を開催する。手前みそであるが、昨年度、中国5県で志願者を増やしたのは島根県だけであり、ぜひ今年も頑張りたいと考えている。大量採用に伴い、近年の倍率はかなり低下している。ピーク時には7年連続で全体の倍率が10倍を超えた時期もあったが、昨年度は5.4倍であった。特に小学校、特別支援学校は広き門になっており、受験生にとっては良いことであるが人材の確保という点では悩ましいところがある。他県もほぼ同じ状況であり、本県としても負けないように頑張っていく。

○岡部委員 早い時期からの広報活動により実績を上げておられ、非常に頼もしく思った。受験者にとって一番聞きたい情報は採用人数だと思うが、説明会では今後の採用数の見通しも話しているか。

○高橋学校企画課長 できる範囲で説明している。約2年前に県内の教員の年齢別の分布図を作ったので、それをご覧いただきながら、向こう10年間は大量退職が続くということは説明している。

○岡部委員 今は都会地へ出ていても、将来的には介護等のために島根県へ帰らなくてはならないという人にとって、今後の採用見込についての情報は貴重であり、また人材の確保につながる可能性もある。できるだけ間口を広げ広報活動等に更に励んでいただきたい。

○広江委員 前年度の第2次試験が「A」だった者のうち、現在国公立の学校に勤務

中の者は1次試験が全部免除され、国公立の学校に勤務していない者は免除とならない。去年試験を受けて「A」が取れたが、今年は何等かの事情で勤務できないという場合もあると思う。学校に勤務しているか、していないかで分けている理由は何か。

○高橋学校企画課長 現在、学校勤務中であるということ、少し重く見たということである。このハードルが高く、受験しにくいという実態があれば、次の検討の課題になるかと思う。

○広江委員 今年の採用試験でというわけではないので、今後に向けて研究していただきたい。また、他県では英検等の資格保有を参考にしているところもある。大学生の勉強方法の目標にもなり、また島根県の英語教諭の資格保有者が少ないという状況もあるので、こちらについても今後検討していただきたい。

○高橋学校企画課長 実は英語に限らず、一定の資格保有者に対するメリットについて検討を行ったが、本年度は具体的なメリットの位置づけにまでは至らなかった。現時点では、学術関連以外の部分である、スポーツ、芸術等については、特に優れた実績資格等を有していることを採用候補者の選考にあたって考慮するとしている。具体的にどのような実績等に対して評価するかについては、今後の検討課題である。委員がおっしゃるように、特に英語は教員の確保に難渋しているので、ご意見を参考に今後の検討課題としたい。

○原委員 倍率が下がり人材の確保に苦労しているという説明もあったが、保護者から若い先生の一般常識や社会的規範について疑問を抱くようなことがあると聞く。保護者も多様な価値観があり様々な意見を言うが、先生もそれに対応できる才量が身につけていない。経験により身につくところだとは思いますが、例えば公務員や企業の試験では教養以外の問題もある。しかし、教員採用試験は、一般教養、教職教養という机の上での勉強が生かされる内容が主ではないかと思うが、いかがか。

○高橋学校企画課長 数年前に試験の内容が大きく変わり、2次試験では模擬授業を行い、また面接も2通り実施するなど人物重視の試験としている。しかし、その上でそういったご意見があるということは、我々も心して選考に当たらなければならないと思う。

○原委員 責めているわけではなく、別の側面から言うと、保護者、学校の関係者に若い先生を育てる意識、先生を支える連帯感がないとも思う。PTAの中で、先生と一緒にやっていく、育てていくという雰囲気があればと思う。

○鴨木教育長 PTA活動を所管する社会教育課長にご意見をお聞きしたい。

○福間社会教育課長 地域、家庭、学校が連携しないと子どもは正しく育たないというのが私の持論である。まず教員と保護者の信頼関係のもとに子育てを論じ、学校もしくは学級でこの運営をしていくのが一番ではないかと思っている。PTA活動は社会教育の範疇であり、これから魅力ある学校づくり、中山間地域においては公民館を中心とした社会教育活動を通じて、学校と連携して体験を通じた教育活動をしていきたい。

○森委員 先ほど原委員さんもおっしゃったが、保護者の若い先生に対する理解が薄くなってきており、また批判も多く先生自体が潰れてしまう例が多くなってきている。今、しきりと親学と言われているが、保護者を対象とした講演会を開催しても参加しない人もおり、なかなか親学がすすまないのが現状である。先生を守るためにも、親学は取りかかっていかなければならない問題ではないかと思う。

○鴨木教育長 社会教育課が所管する社会教育研修センターを東西に2カ所に設置している。そこでは具体的に親学プログラムをつくり、自信を持って子育てができるように、参加型の学習教材をオリジナルでつくり上げている。それを実際に、親同士の間で広げていくための親学のファシリテーターを育成してきており、既にファシリテーターとして務めることができる方は県内に440名いる。ただ、今の親学プログラムは、主として子育ての早い時期に、例えば孤立無援になって子育ての不安感の中から非常に萎縮してしまうようなことがないようにという意味での親学である。したがって、今、森委員さんがおっしゃる子どもが小学校、中学校、高校と、それ以降の段階における親のあり方を自ら気づき、学んでいくという、そういう姿勢を持っていただくためのプログラムというところにはなっていない。しかし、そういったことも教育委員会として、できる範囲でやっていく必要があるのかなというようにお聞きした。

―――原案のとおり了承

第4号 今後の県立高校の在り方検討委員会について（学校企画課）

○津森県立学校改革推進室長 報告第4号今後の県立高校の在り方検討委員会についてご報告する。2月の教育委員会会議において、平成31年度以降の次期県立高校再編成基本計画の策定についてご報告した。策定のために設置する「今後の県立高校の在り方検討委員会」の初会合は、明日22日に開催するが、その検討委員会において、現行の基本計画における検討対象である江津、浜田両エリアの県立高校についてもご議論いただきたいと考え、改めて検討委員会及び県教育委員会の進め方についてご報告する。

資料4の1ページをご覧ください。初めに、1の検討委員会の設置目的であるが、社会の変化や生徒のニーズの多様化等に対応した高校教育の在り方、生徒数の減少等に対応した高校の在り方について検討するためである。

2の検討事項だが、(1)、(2)の江津、浜田両市の要望を踏まえた両市エリアの県立高校の可能性についても、検討委員会でご意見をいただきたいと考えている。現在、江津市エリアと浜田市エリアには、現行の基本計画による統廃合基準に照らすと、原則として近隣の高校と支障のない形での統合の検討に着手すべき状態の高校がある。このような状態を踏まえ、両市それぞれに一昨年度検討委員会を設置され、議論、意見集約されたものを、昨年度、県教育委員会に対して要望書として、江津市は昨年6月、浜田市は10月に提出された。その要望を受け、それぞれのエリアの県立高校の今後の可能性について議論する必要があるが、県教育委員会事務局だけで自己完結的に進めるのではなく、「今後の県立高校の在り方検討委員会」において、検討プロセスを公開しながら、有識者の皆様に議論していただき、大局的なご意見をいただくことが大事であり、最善と判断したところである。

3の検討委員会及び県教育委員会の進め方をご覧ください。検討委員会の開催回数は12回程度と見込んでいるが、審議の状況等によっては増えることもあると考えている。関係各方面の意見を拝聴しながら、丁寧に議論を進めていきたい。まず初めに平成2

8年4月から5月に県立高校の現状と課題について意見交換し、次期計画に向けた具体的な検討課題の論点整理をしていただく。

4の2ページに参考として検討課題例を挙げている。設置目的の内容に対応する7項目を挙げているが、現時点で我々が想定している事項を例示したものである。今後、検討委員会による論点整理の中で、検討事項の整理や検討順などを見出していくこととしており、新たな検討課題等が生まれることも予想される。

4の1ページをご覧いただきたい。7月頃から江津、浜田を先行的に、集中的に議論し、必要に応じて地元の意見を聞き、適切な方向性を出していただきたいと思っている。この議論は、決して結論ありきとか、あるいは再編ありきというようなものではなく、いわゆる生徒数の減少に対応するなか、地域の生徒たちにとって魅力ある学校をつくるにはどのような教育を行っていけばよいかという視点を大切にしながら、県立高校の今後の姿、つまり可能性についてご検討いただきたいと考えている。また、両エリアについて、リーディングスタディーとして先行的に議論していただくことが、今後都市部において生徒数減少が顕在化している県立高校はどうあるべきかが、これも次期計画の重要な検討テーマの一つになろうと考えているので、31年度以降の次期計画に向けた議論をより広げ、かつ深めることになり、県全体の将来像を考える上で非常に有効なことと考えている。ちなみに、前々回の検討委員会においても、松江農林高校、出雲農林高校の学科改編について先行して検討いただいているという前例もある。その後、意見をいただき、議論の成果を踏まえながら、平成31年度以降の次期計画に向けた県立高校の在り方を検討していただく。在り方検討委員会からは江津、浜田についてのご意見、次期計画に対する答申を県教育委員会はいただくわけだが、事務局としては、その具体化についても諸事情や関係の皆様意見を勘案しながら、丁寧に進めていきたいと考えている。

資料4の3ページは委員名簿であるが、2月にご報告した後、2名の委員について新年度になり役職が変更になったので、改めて提示させていただいた。

○藤田委員 検討委員で役職が変更になった2名の方はどなたか。

○津森県立学校改革推進室長 野津富士男さんが、4月に報道政策局長から放送技術局長に、島根大学の肥後功一先生が4月から大学院教育学研究科教授になられた。

○岡部委員 江津、浜田のエリアの県立高校の可能性については、いろいろな議論が必要になると思う。議論の過程において、先進地事例の見学、また現地の視察に行くこともあるか。それとも、議論のみで進めていくのか。

○津森県立学校改革推進室長 議論のみで進めるという固定的観念はないため、県内外の先進学校視察、また、浜田、江津地域の学校視察等、検討委員の皆様からご要望があれば応えていきたい。

○岡部委員 できるだけ広範な議論をしてもらうためには、委員の方がいろいろな事例を直接見聞きされることも非常に有効だと思うので、積極的に取り組んでいただきたい。

○森委員 地元関係者の意見聴取はどのような形で行われるのか。そこで出た意見について、教育委員会にも提供いただけるか。また、私たち教育委員は、どのようなかわり方をするのか。

○鴨木教育長 この在り方検討委員会は公開の会議とするため、報道機関にも当然入っ

ていただくので、会議の状況はまず報道を通じて県民の皆さんにも知っていただけるようにしたいと思います。教育委員会会議に対しても、折々経過報告をしていただく必要があるかと思う。検討委員会として地域の声を聞く場に、教育委員さんにも同席していただくような機会を設けることができるかについて、少し調整をさせていただけたらと思う。

○森委員 以前、江津市内で在り方検討会が開催されたときには、市の教育委員会へ傍聴したいと申し出たところ、傍聴席を設けてくださり、また後日報告書もいただいた。地元でどのような意見、要望が出ているのか、私たちも知っておきたいと思う。

○鴨木教育長 4の1ページにもあるが、検討委員会でディスカッションをされて、一定の熟度に達したものが意見具申、あるいは答申として、この教育委員会会議に対して提出される。その先の具体化は、この合議制の執行機関である教育委員会会議として事務局に対して指示するというような形となる。したがって、検討委員会の検討プロセスの中で地域の声をどう吸い上げたのか、どのようなディスカッションをしたのか等、各教育委員さんにも承知しておいていただく必要があるので、経過報告あるいは意見を聞く場に参加していただく方法等、よく検討していきたい。

○岡部委員 具体的なスケジュールについてだが、この江津、浜田についてのディスカッションが7月ぐらいからとなっているが、その後の見通しはどのような予定か。

○津森県立学校改革推進室長 検討委員会委員の任期は2年である。最大2年間の中で、結論を出していただきたいと思っている。議論の進み方は、我々も予測不能な部分があり、またじっくり丁寧に議論していただきたいとも考え、あえてスケジュール感を出さない形とした。

○藤田委員 公聴会、地元関係者の意見聴取は、検討委員会委員が関係者の意見聴取を直接行うということか。

○津森県立学校改革推進室長 検討委員会の場で必要に応じて意見を聞く、あるいは地域公聴会を開き、検討委員会委員が直接聞くこととしている。

―――原案のとおり了承

第5号 平成28年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査結果の概要について(教育指導課)

○春日参事 報告第5号平成28年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査結果の概要についてご報告する。

平成28年3月8日に実施した学力検査における、受験生の解答、得点状況、学力の傾向についてご説明する。なお、過去の平均点や得点分布表のデータも参考として掲載しているが、年度によって問題の難易に差があるため、完全に経年比較することはできないという点をご理解いただきたい。

本検査の全体的な傾向であるが、共通して言えることは、基礎的、基本的な事項については概ね定着している。また、題意を的確に読み取って筋道を立てたり、又はまとめ

たりして考えていく、そしてその場に合った適切な表現の方法で解答していくという、そういう力に少し課題が見られるというところである。各教科については、資料に記載しているので、ご覧いただきたい。

5の2ページ、5の3ページを併せてご覧いただきたい。5教科総合の平均点は253.1点であり、昨年度よりも14.5点低かった。各教科別に見ると、国語、英語で昨年度より6点から7点低く、また数学、理科は昨年度に引き続き50点を下回った。

また、中学校、高等学校の各教科を担当する教員に対し、今回の学力検査に対する意識調査を行った。特徴的なのは、内容の程度をもっと下げる、問題の分量が多いというところに回答が寄っているところがあり、こういった面から見ると、少し難しかった、また量が多かったと考えられる。

5の2ページの2には、総得点分布表を載せているが、5の3ページの得点分布表と併せてご覧いただきたい。総得点分布は昨年度に比べて300点台の層が少し減り、平成26年度とほぼ同じ分布になっている。各教科の得点の分布で特徴的なのは、国語と理科が少し右側に寄ってきていること、数学と英語は標準偏差値も大きい、やはり幅広く分布していて、学力差が大きいのではないかと分析している。

5の3ページの参考には、過年度における平均点一覧を載せている。今後更に細かく分析し、6月には学力検査の結果と分析という冊子をつくり、各中学校、高校に送付する。

○岡部委員 5の2ページの3意識調査結果だが、例えば国語の内容の程度では、中学校の先生は96.1%がほぼ適当としているが、高校の先生は59.0%とぐっと下がっている。理科も近い傾向であり、中学と高校の先生の評価の差が著しいと思うが、この結果をどのように分析しているか。

○春日参事 説明が十分でなく申し訳なかったが、高校は実際に採点した過程を経て感じた回答である。それに対して中学校は、問題を見てこの問題であれば生徒はこれくらいの得点をとるだろうというところでの回答であり、その差があるというように考えている。

○岡部委員 差が開いている教科と、そうでない教科がある。差は少ない方がよいのではないかと思うが、いかがか。

○春日参事 中学校の先生は普段の生徒の力を勘案しての回答であり、一方で高校の先生は、採点を行う立場から、経年比較また点数的なところも含めての回答であり、中学、高校それぞれで両方の見方があると思う。

○鴨木教育長 一致するのが望ましい面もあるが、なかなかそうはいかない現実の難しさもあるということであろうか。

○藤田委員 今度、受験の方式が変わるが、このように中学校と高校の先生の認識の違いがある中で、そこを埋めるために、高校、中学の先生相互間の意見交換の場などはあるか。

○春日参事 進路指導説明会があり、そこで新入生を受け入れた学校からは学力検査の結果等も話されるので、そうした機会が一つの話し合いの機会になる。また、今回の結果について更に分析した冊子をつくり、各学校に送付する。県教委としても、それを十分に活用して中学生によりよい指導を行っていただくよう、働きかけていきたい。

○藤田委員 ぜひそうしていただきたいと思う。

○広江委員 5の3ページの過去の平均点一覧を見ると、総合得点が以前に比べ約30点低くなっている。学力検査は高校に入るのに必要な学力を示すことも必要であり、また選抜であるため、得点の散らばりも必要だと思う。この両方のバランスで実施していることは承知しており、実際にはやってみないとわからない点があることも承知しているが、学力検査の作成にあたり平均点についてどのような考えで作成しているかお聞きしたい。

○春日参事 総合得点の平均は270点程度、1教科55点ぐらいになるところを目安に問題を作成している。そうした一応の基準はあるが、一方でより良い問題をつくらうという思いもあり、また10年前とは違った思考力、判断力、表現力を取り入れた問題も入れている。

――原案のとおり了承

第6号 平成28年度全国学力・学習状況調査について（教育指導課）

○春日参事 報告第6号平成28年度全国学力・学習状況調査についてご報告する。

今年度の全国学力・学習状況調査は、4月19日に行われた。県内の小学校は予定どおり204校が参加、また中学校は特別支援学校中学部が生徒1名の欠席により不参加だったため101校の参加であった。参加児童生徒数については、今後取りまとめる。

この調査に向けて、各学校で学力調査を積極的に活用し、そして指導の改善も図っていただきたいということで、昨年度末に6の2ページ以降の内容について県教育委員会から通知した。6の2ページには、全国学力調査の趣旨や、また全国学力調査と県学力調査の二つの学力調査の活用例を図にしたものを示している。

また、この調査結果は例年8月下旬に返ってくる。この間4カ月近くあるが、各学校でいち早く採点し生徒の個別指導にあたっていたいただきたいということで、自校採点を推奨している。6の3ページから6の6ページでは、その意義、活用例を紹介するとともに、全校体制で組織的に行う方法を記載した。今後も校長会等を通じて、学力調査の積極的な活用等を働きかけていきたい。昨年度は十分に学校現場に伝わっていなかったという反省もあるので、今年度は5月の校長会等でも説明し、また取組について学校の意見を聴取していく考えである。

○広江委員 自校採点は非常に重要だと考えているため、県教委からこのように通知されたことを非常にうれしく思う。自校採点が全部の小中学校で行われたかどうか、またそのことについて全校で話し合ったかどうか確認する方法はあるか。

○春日参事 昨年度は全ての学校では行われてはいない。県としては推奨しているが、最終的には市町村教育委員会と学校現場との話し合いで行われる。ただ、昨年度自校採点を行った学校からは、大変だったがやってみたらその意義がわかったという声も聞こえてきている。やはり、具体的な参考事例を広げていくことが大切であり、それが学力アップにつながるのではないかと考えている。

○広江委員 他県では、結果を抽出し県としての問題点をまとめているところもある。将来的に、全校で自校採点を行い各学校が自校の問題点を話し合う、また市町村の教育委員会がその問題点について把握するところまで進むとうれしく思う。それが県の学力調査の問題作成にも生きてくると思う。

○春日参事 昨年度は小学校の全学校を訪問し、自校採点の意義等について説明した。ぜひ全校に広まるよう取り組んでいきたい。また、市町村での取り組みも検討していただけるように働きかけていきたい。

○鴨木教育長 この問題については、自校採点だけでなく、その活用のあり方も含めて県の教育委員会としては、推奨するという立場にある。全国学力・学習状況調査は、最終的には各市町村教育委員会のご判断で参加をしていただくものである。小・中学校の学校設置者である市町村教育委員会の主体的な判断というものを前提にする中で、可能な範囲で推奨させていただくということではないかと思っている。

――原案のとおり了承

第7号 島根県生徒指導審議会委員の改選について（教育指導課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第7号島根県生徒指導審議会委員の改選についてご報告する。

島根県生徒指導審議会は、平成26年2月の県議会で条例によって設置されたものであり、2年の任期が終了したため、今年度新たに委員を選出する。これまで9名の委員に就任していただいていたが、今年度より1名委員を増やしている。具体的には区分第2号の深貝委員だが、社会福祉士会からご推薦いただき、社会福祉士の立場からもご意見をいただくということで1名委員を増員している。ほとんどの方が再選であるが、臨床心理士会から推薦いただいた坂本育美委員が新たな委員である。この10名の方に向こう2年間、生徒指導に関して様々なご意見をいただく。また、この審議会は教育委員会の附属機関であるので、いじめの重大事態等が発生すればその調査機関にもなるということで、調査等にも加わっていただくという形になるかと思う。任期は30年3月31日までであるが、坂本委員については臨床心理士会の役員の任期が29年3月31日までということで、1年間の任期となっている。1年後に、また改めて臨床心理士会からご推薦いただきたいと考えている。

――原案のとおり了承

第8号 平成28年3月県立高校卒業者の就職内定状況（3月末）について（教育指導課）

○竹下地域教育推進室長 報告第8号平成28年3月県立高校卒業者の就職内定状況（3

月末) についてご報告する。

資料 8 ページ表 1 をご覧いただきたい。就職内定者数は 998 人、内定率は 99.5% である。図 1 に内定率の推移を載せているが、平成 27 年度は過去 5 年においても高い内定率である。続いて図 3 のグラフをご覧いただきたい。県外及び県内の内定者数の状況を示している。棒グラフの上の 257 という数字が県外での内定者数、その下の 741 が県内での内定者数である。県内就職者の割合は 74.2% であり、昨年と比べると 5% 程度、わずかではあるが減っている状況である。図 4 の地区別の内定率の比較については、どの地区においてもほぼ 100% に近い数値を示している。

また、表 1 に戻るが、就職未内定者は 5 名おり、各学校においては、本人の希望に沿った就職ができるように現在も取り組んでいる。

○森委員 県内就職率が今年特に少し下がっており、ここを食いとめていかないと地元に残ってこれないということになる。下がった理由は、地元の企業の採用数が少なかったということか。

○竹下地域教育推進室長 島根県内での求人数は増えており良い傾向が出始めているが、その一方で全国的な求人の状況等も非常に改善されてきている。今、高校生はインターネット等様々な手段で求人情報を見ているので、全国的に求人数が非常に伸びている中で、他県の求人情報をより多く得る機会があったのではないかと思われる。

○森委員 生徒自身がインターネットで情報を得た場合、学校はどのようなかわりを持つのか。

○竹下地域教育推進室長 ハローワーク等で一般的に出された求人情報については、広くインターネット等で見られるような状況になっている。そのため、生徒自身が見つけて、その求職情報にあたっていくということもあるかと思う。ただ、その際には企業のことをよく承知している学校の先生にも相談しながら進めていくようになると思われる。

○片寄教育監 先ほど室長が申し上げたように、情報を得る手段としてインターネット等を利用する動きがあるが、最終的にはハローワークを通じて学校に求人票を送っていただき、それをもとに手続を進めるのが基本である。

○森委員 インターネットの情報は危険な場合もあるので、初めて社会に出る子どもたちができるだけ危険な目に遭わないように、学校でフォローをお願いしたい。

――原案のとおり了承

第 9 号 平成 28 年 3 月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について（特別支援教育課）

○三島特別支援教育課長 報告第 9 号平成 28 年 3 月特別支援学校高等部卒業生の進路状況についてご報告する。

資料 9 ページをご覧いただきたい。平成 27 年度の卒業生数は 160 名、そのうち進学は 2 名で、盲学校専攻科への進学者が 1 名、また四大への進学者が 1 名である。職業訓練は 5 名である。これは、県内の東部高等技術校、西部高等技術校、広島県と岡山県にあ

る職業訓練の学校である。就職は49名で、割合は30.6%である。この「就職」と「障がい福祉サービス等の就労継続A型」を含めた割合を、文科省、労働局は調査している。この数字が島根県はずっと高く、平成19年度は全国3位、平成25年度まではベスト10をキープしていた。中小企業のご協力、また学校現場では職場実習をしながらマッチングを行う努力のもと、高い率を誇ってきた。しかし、昨年は島根県の率は変わらないが全国の数字が少し上がったため12位であった。昨年トップの秋田県は41.3%であった。今年の島根県の割合は42%であるため、各特別支援各学校でもかなり努力をしているということがいえる。未定者が6名いるが、特別支援学校では3年間の卒業アフターフォローを行う事業を行っており、サービス事業所につなぐ等、就労に向けて本人及び関係機関と連携し取り組んでいるところである。

昨年の教育委員会会議で、岡部委員より離職率についてご質問があったので、大きな学校である松江養護学校と出雲養護学校の平成22年度、平成23年度に卒業した生徒の就労状況について、3年間継続していたかどうかということ調べてきた。福祉就労、一般就労合わせて164名中160名が3年間継続して勤務している。一般就労では結婚による退職が1名、福祉就労で3名が退職している。かなり高い率で継続して定職しているという状況である。

○岡部委員 とてもいい数字だと感心してお聞きした。就職した職場と学校との連携が、その後も緊密にいい形でとられていることの一つの表れではないかと思う。今後も、地域、職場とのつながりを大切にして、定着して働ける体制の維持に努めていただきたい。

――原案のとおり了承

第10号 平成28年度子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について（教育指導課・社会教育課）

○福間社会教育課長 報告第10号平成28年度子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰についてご報告する。

10の1ページをご覧ください。この表彰の趣旨は、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、団体、個人に対して、その実践をたたえ、文部科学大臣が表彰するものである。

まず、学校部門についてだが、この度島根県では小学校2校と中学校1校が表彰される。全国の表彰状況は、小学校は73校、中学校は30校、このほか高校及び特別支援学校、全て合わせて141校が表彰される。

1校目の松江市立意東小学校について概要をご説明する。主な実践内容としては、読みの力や読書の幅を広げる読書力の育成と、資料から情報を探す、意欲を持って主体的に調べる等の情報活用力の育成に取り組んだものである。楽しい読書機会を多く提供することで、読書習慣の定着が図られ、その成果は一人当たり年間貸出冊数が98冊となっており、また読書を通じて友達との交流や人の話を聞く力、文章作成能力の向上等が見られている。情報活用力では、年間計画に基づいた授業を続けることにより、達成感の

醸成や学習意欲の向上等に結びついたことなどから表彰されることとなった。

2校目は、雲南市立佐世小学校である。主な実践内容としては、平成15年度より読書活動の推進に取り組んでおり、週1回全校児童と教職員が集まり10分間の健康読書会の実施、地域ボランティアによる読み聞かせなど、工夫ある読書活動の実践を行っている。また、平成21年度から教育課程に学校図書活用教育を位置づけ、平成26年度の学校司書の配置により、更に学校図書活用教育環境の整備を進めている。このおかげで児童の読書量の増加、図書館活用の授業時間数の増加、家庭での読書教育の高まりなどがあった。

3校目は、大田市立第二中学校である。主な実践内容としては、市立図書館及び県立西部読書普及センターとの連携により、生徒が興味を示す本の貸し出し、約1,000冊を提供していただいている。一人当たりの年間貸出数が33冊と、島根県の中学平均の17.8冊を大きく上回っている。また、司書教諭、学校司書、教科担当が連携して全校体制で学校図書館を利用した教育活動を推進し、生徒の調べ学習、基礎的能力の定着が深められたことが成果としてあげられている。

10の2ページをご覧いただきたい。図書館部門についてご説明する。図書館部門では全国で48図書館が表彰されており、島根県では出雲市立中央図書館が表彰される。主な活動内容としては、出雲市内に七つの公共図書館があるが、この図書館相互の資料の貸し借りや、イベント等の情報等の共有化を行っている。また、出雲市立学校図書支援センターを館内に設置し、学校への図書貸し出しを3倍に増やすなど、連絡調整を行う正にハブ機能の役割を担っている。また、図書ボランティアの養成にも取り組み、そのボランティアと毎月4回絵本等の読み聞かせを開催し、特にそのうち1回は国際交流員による英語の読み聞かせを実施している。また、未就学児への家庭読書環境づくりにも積極的に取り組んでおり、乳幼児健診の際にブックスタートにつながる研修会等の開催を行っている。

団体部門は全国で58団体が表彰される。島根県では出雲市佐田町の「読み聞かせボランティアさくらんぼ」が表彰される。主な活動内容としては、平成14年度の団体設立当初より、毎週2回地域の小・中学校で絵本などの読み聞かせを行っている。また、読書への関心や意欲を高める取組について地域を巻き込む形で開催しており、講演会やワークショップを多数開催している。例えば旭山動物園の方を招いた講演会を開くなど、なかなか地域では開催できないようなものを開催して、地域での読書活動の普及に効果を上げている。家庭での読書活動の普及においては、定期的に市内の幼稚園や保育園に出かけ、パネルシアター、エプロンシアターなどを開催して、子どもばかりでなく、大人にも家庭での読書に対する啓発を行っている。

表彰式は、明後日の4月23日、子ども読書の日に東京で行われる予定であり、表彰式には大田二中、読み聞かせボランティアさくらんぼ以外の方は出席いただくと伺っている。

――原案のとおり了承

第 11 号 島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について（社会教育課）

○福間社会教育課長 報告第 11 号島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）についてご報告する。

資料 11 の 1 ページをご覧ください。この表彰は毎年度 2 回実施しており、今回は平成 27 年度 2 回目となる。第 1 回目は昨年 12 月 28 日に行い、1 月 20 日の教育委員会会議でご報告している。表彰の対象は、表彰要綱で指定された全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会において、最優秀またはそれに次ぐ賞を受賞された方である。

資料 11 の 2 ページに受賞者一覧を掲載している。今回は 4 名の方を表彰しており、一人目は、県立松江緑が丘養護学校高等部 3 年生の矢島さんである。第 22 回全国特別支援学校文化祭写真部で全国文化連盟会長賞を受賞された。県予選を突破し、全国大会には 54 点出品されたが、その中で第 1 位を獲得された。この写真部門では、今まで最高成績が 2 位のりそな銀行賞であり、今回の矢島さんが本県最高位の成績となる。

二人目は、同じく県立松江緑が丘養護学校中学部 2 年生の永海さんである。第 22 回全国特別支援学校文化祭書道部門りそな銀行賞で、これは第 2 位に相当する賞である。本選の全国大会 57 点が出品された中で第 2 位を獲得されている。

三人目は、出雲市立第三中学校 1 年生の片岡さんである。第 59 回日本学生科学賞中学校個人研究の部で文部科学大臣賞を受賞された。県予選を突破した 42 の研究が本選の全国大会に出展され、全国大会の出展数は 59,800 点である。その中で 2 位相当にあたる賞を獲得された。ちなみに第 1 位は内閣総理大臣賞である。片岡さんは昨年引き続き 2 年連続の知事表彰となる。昨年は小学部で文部科学大臣賞（1 位）を受賞されている。

四人目は、出雲教育委員会出雲科学館の中山教諭である。資料 11 の 1 ページをご覧ください。2 の表彰対象二つ目、永年、卓越した指導力により、本県の芸術文化の発展及び普及に努め、その功績が顕著であると認められるものというところで表彰されるもので、大会の成績等ではない。この方は、学校の放課後や土日、夏休み等に出雲科学館を拠点として、小・中学生が行う理科、科学分野の自由研究の助言指導を平成 14 年の 4 月から現在に至るまで続けていただいている。中山教諭の助言指導により、今まで全国レベルで数々の表彰を受けた児童生徒がたくさんいる。今回の出雲市立第三中学校の片岡さんも、この中山教諭の指導を受けている。

――原案のとおり了承

第 12 号 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）について（社会教育課）

○福間社会教育課長 報告第 12 号島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）についてご報告する。

資料 12 の 1 ページをご覧ください。先ほどの報告 11 号の知事表彰とセットとな

る表彰である。表彰の趣旨は、学術・文化活動において優秀な成果をおさめた児童生徒を顕彰するもので、この表彰も毎年度2回実施しており、今回は平成27年度の2回目となる。第1回目は、12月に顕彰を行っている。対象は、実施要綱で指定された全国規模の大会及びそれに準ずると認められた大会で、こちらは入賞以上と認められる賞を受賞した者としているが、先ほどの知事表彰の該当者は除くことにしており、3月23日に既に顕彰を行っている。

12の2ページをご覧いただくと、いろいろな大会がある。昨年度後半にあった大会について3月に顕彰したものであり、一番人数が多いのが全国教育美術展である。昨年同期の報告は、1団体46個人の方を顕彰しており、昨年度より6名少なくなっているが、顕彰制度というのは生徒の励みになるので、引き続き実施していきたい。

――原案のとおり了承

第13号 高校生の競技力向上のための強化指定（平成29年度～平成31年度）について（保健体育課）

○佐藤保健体育課長 報告第13号高校生の競技力向上のための強化指定（平成29年度～平成31年度）についてご報告する。

この事業は、高校生の競技力を高めるため、団体で上位の成績が狙える競技種目などについて重点校を指定し、更なる強化を図る制度であり、平成17年度に創設した。その後、3年ごとのサイクルで指定してきたが、今年度で26年度からの3年間が終わるため、29年度からの3年間について新たな強化指定をするにあたり、現在、県高体連へ推薦依頼などを行っている。今日は、そのような現在の状況についてご報告するものである。

資料13の1ページ、2の強化指定の考え方だが、三つの区分がある。まず、一つ目が重点校、これは国体の競技種目に着目したものである。二つ目が西部拠点校、これは西部の高校を対象に、バレー、バスケットなど、チームの人数が多く、また中学生の競技力向上が継続的に見込まれるものを対象としている。三つ目として、オリンピック女子候補競技校、これはラグビー、レスリングなど、国体にはないが全国で実績を残しているものについて指定するものである。なお、今年度はインターハイがあるため、28年度まではインターハイに向けた指定があったが、29年度以降は終了ということで考えている。3の強化競技種目、4の強化指定校の選定方法であるが、競技種目ごとに1校を選定することなど、これまでどおりである。

13の2ページをご覧いただきたい。強化事業の内容であるが、前年度の実績に応じて遠征等の費用の助成回数についてランクを設けるという内容である。

6のスケジュールだが、4月に県高体連へ推薦の依頼をしており、その推薦の結果を受けて内部調整を経た上で8月には指定校を決定し、教育委員会会議でご報告する。

なお、7に記しているように、重点校に指定された学校はスポーツ特別推薦入試の対象校となる。

――原案のとおり了承

(協議事項)

第1号 主権者教育の対応について(教育指導課)

○春日参事 協議第1号主権者教育の対応についてご協議する。

資料14の1ページをご覧いただきたい。昨年6月に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴う、国の取組、県の取組については、2月24日の教育委員会会議でご報告しており、内容は14の1ページのとおりである。

本日は、今後の高等学校における主権者教育の対応について、資料14の2ページにある高等学校等における政治的教養の教育と生徒による政治的活動等についての基本的な考え方の事務局案をご協議する。

選挙権年齢の引き下げを契機に、高等学校においては、より一層政治的教養を育む教育について、国家、社会の主体的な形成者としての資質、能力を育むことが求められている。その政治的教養、教育についてであるが、まず教員が行う教育活動は、教育基本法、学校教育法など、法令の範囲内で行われるものであり、政治的中立性を確保することが求められている。そのような教育を行うにあたり、生徒が主権者として自らの判断で権利を行使できるように、より一層具体的また実践的な指導が行われることが求められている。その際には、生徒が自分の意見を持ちながら他者と議論を交わし、そして改めて自分の考え方を見つめ直していくことが重要となっていくところである。そのためには、各学校において、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要であり、教材や補助教材の取扱いも含めて、特定の見方や考え方に偏った取扱いにならないよう、生徒が主体的に考え、判断することが妨げられないよう留意していくことが大切だと考える。

昨年10月29日にあった文部科学省の通知は、政治的教養教育と政治的活動、選挙運動等の二つに関し、学校の教育活動、学校の構内の教育活動外のもの及び学校の構外での教育活動外のものに類型して、一般論として類似事項を整理されたものであり、14の3ページにはそれを整理した表を載せている。

この表をご覧いただきたい。政治的教養を育む教育については、先ほど説明したように、学校の教育活動においては政治的中立性を確保しつつ、より一層具体的、実践的な指導が行われることに留意する必要がある。教育活動外の政治的教養を育む教育については、通知には明示されていないが、構内においては通常は学校教育の教育活動の範疇で行われ、構外においては社会教育の一環として推奨されるものだと考える。これに対し、選挙運動、投票行動を含む生徒による政治的活動等については、学校の教育活動においては、政治的中立性を確保する観点から禁止されている。教育活動外の政治活動については、構内において必要かつ合理的な範囲内で一定の制約を受け、学校の構外においては一定の生徒指導を行い得るものと考えられる。構内において必要かつ合理的な範囲で一定の制約を受け取られると考えられる教育活動外の政治活動については、具体的には他の生徒の日常の学習活動等への支障がある場合、例えば、これはQ&Aに載っていたが、

生徒が放課後に校庭でマイクとスピーカーを使って演説をしている時に、自習しているほかの生徒がおり、その自習をしている生徒の妨げになる場合、こういったときには十分吟味した上で支障があるという場合には制約をかけることもあり得るという部分になる。また、構外において一定の生徒指導を行いうる例という場合だが、特定の政策に賛成する生徒がおり、その生徒が部活動の先輩として、その人間関係で後輩に向かって特定の集会に参加を強制するような場合には、これは制約というよりも、後輩の生徒から学校へ訴えがあった場合には、きちんと生徒指導を行うということになるのではないかと考えている。

大変難しいところであるが、こうした必要かつ合理的な範囲での具体的な運用については、時間をかけて具体的な事例検討を重ねていくことが大切であると考えている。事務局としては、現時点においては、例えば事前届出制や許可制などの網羅的であり、また一律の外形的な基準による対応を学校現場に指示するようなことは考えていない。何よりも学校教育、社会教育を通じて、生徒の政治的教養を高めていくという目的に資する環境をつくっていくことが大切であると考えている。そして、必要かつ合理的な範囲内についての具体的な事例検討にあたっては、生徒の政治的教養を高めていくという基本的な認識に照らして進めていくという考え方による。こうした事例を集めていく上で、今後、学校現場で判断に困られるような事案があればどんどんお知らせいただき、学校と県教委と一緒に事例検討を進めていくと、このことで島根らしい運用の在り方が見えってくるのではないかと考えている。

○岡部委員 事務局案に賛成である。法の趣旨に則り、前向きに18歳選挙権の行使、それとセットである政治的な関心を持つことが円滑に進められる環境を醸成していくことが大切だと思う。想定外のことが起こるかもしれないが、その際には県教委の方針として示された、学校と県教委が一緒になって個々の事例についてその都度検討をするというソフトな形での対応が望まれると考える。

○広江委員 先ほどの説明でもあったように、政治的教養を育む教育、政治活動等に分けてあるが、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことは、学校にとって大きな課題がたくさんあると思う。政治的教養を育む教育は学校が引き受けなければならない範囲だと思うが、学校として心配なのは、公職選挙法に違反、抵触するようなことが安易に行われるのではないかとということである。例えば、インターネットを使ってどのようにしたら違反になるのか、手伝いをしたら報酬をもらったなど簡単にそのようなことを考えてしまいそうなどところもある。資料にも選挙管理委員会の出前事業などと記載があるが、公職選挙法に何が違反するのかというのは書いてある文言だけではわかりにくいところもあるので、学校だけで対応するのではなく選挙管理委員会等の専門部署等の力を借りることができるような体制づくりをお願いしたい。

○鴨木教育長 高校生が公職選挙法違反をしないように、世の中のルールを生徒にきちんと学んでもらうための手段、方法論としては、今どのようなものが用意されているか。

○吉崎子ども安全支援室長 県の選挙管理委員会と議論し、法に触れるもの、触れないものを整理しており、今後学校から出てくる疑問も含めて、ある程度事例が集まった段階で、学校現場へ示す予定である。なお、公職選挙法にかかわるものについては、2月に開催した研修会で、ある程度整理したものを示している。また、文科省と総務省が共

同で作成した生徒用の副教材があり、公職選挙法の具体的な例示をもとに解説が記載されているので、学校現場へは改めて周知していく。

○岡部委員 学校の教職員へ説明し、その教職員からいかに当事者である生徒に情報を有効に伝えていくかということが一番のポイントになると思う。いけないということも教えてなくてはならないが、投票の意義や、投票の公正さを保つために禁止事項があるということも含め、生徒の投票行動にもつながる形で教えることが大切である。初めての試みで難しいと思うが、徹底をお願いしたい。

○原委員 私は高校生のときに主権者教育を習ったのだろうか。社会の先生におたずねしたいが、政治経済のところでは習ったのだろうか。

○吉崎子ども安全支援室長 主権者教育は高校だけではなく、実は小学校の時から行う。政治の仕組み、国会の仕組み、憲法など、政治について学ぶ機会がある。中学校では公民的分野の中で、高校では現代社会、政治経済の中で学ぶ。

○原委員 なぜ、このようなことをお聞きしたかということ、これだけ集中的に主権者教育というテーマでこれから取り組むということなので、先ほど、子ども達の世代では男女共同参画の意識が育ちつつあるという話もしたが、これからの子どもたちは今からの日本を背負っていく中で、自分がすべき事、責任感などが生まれ、また女性も若者もみんな考えていこうということを経験することができ、未来は明るいと思った。

○森委員 若い人たちの政治に対する興味が希薄になってきており、投票率も下がってきている中で、このような政治的教養の教育が行われるのは本当にいいことだと思う。この中で一番心配なのは、公職選挙法に抵触しないようにということである。初めてのことで学校でも戸惑い等があると思うが、時間をかけて各種事例の検討を積み重ねて、子供たちへしっかり教えることが必要であると思う。子供たちが政治に興味を持って国民として歩んでいってほしいと思う。

○藤田委員 一番心配するのは、公職選挙法に違反した場合の対応であるが、指導方法等、対策はもう進めているのか。

○吉崎子ども安全支援室長 政治的教養を育む教育は、授業の中で行われていく部分が多いと思う。逆に公職選挙法違反に関することについては、授業の中で具体的に扱いにくい部分もあると思うので、基本的には生徒指導を所管する生徒部での対応となる。我々はその生徒部、いわゆる生徒指導協議会と常に連携しており、指導のあり方等、学校の教員との議論を通してしっかり伝えていきたい。また、恐らく学校では集会、ホームルーム等の場面を活用してなされていくと思う。ちなみに、今春の卒業生については、先ほどの副教材を使い、いわゆる触法行為等については学習済みであり、新3年生については1学期のところで学習する予定である。

○藤田委員 事前届出等を不要とされることは、自分たちの自由を選ぶ権利もあるのでとてもよいことだと思うが、一方で不安もある。大人でさえ問題がおこることがあるので余計に心配であり、その対応について学校の生徒指導の中だけでいいのか等、取扱いについて十分検討していただきたいという思いがある。

○広江委員 選挙権年齢を下げたのは国であり、そして社会がそのように決めたということである。そして、学校において、その全ての教育を行うのは非常に難しい。先ほどの議題にもあったが、学校の教職員の時間外勤務が多い状況の中で全てのことに対応は

できないので、基本的なことは学校として理解しなくてはならないが、ある程度指導を分けるといふ考え方は必要だろうと思う。政治的な教養を育む教育は学校が引き受け、政治的活動についての細かいところについては、専門家が話をし、生徒の質問にも専門家が答える。教員がこのような冊子を読んで生徒の質問に答えても、それが的確であるかどうかという問題があるので、担当を分けて担うことが必要である。学校だけが全てを担い、そして何か問題が起こったら学校の教育が悪かったというだけでは物事は進まないだろうと思う。

○岡部委員 それは家庭であったり、子どもたちがかかわっている社会の中で学んでいくことだと思う。その端緒として学校があるが、実際過去を振り返ってみると、公選法について学んだことは多分誰もなく、社会生活を送る中で学んできた。そういう意味で、今、一気に公選法全部を子どもたちに教えることは確かに無理なところがあると思う。ただ、基本的な最低限のルールは、今度の18歳投票選挙権というところで踏み出す際に、学校等を通じて子どもたちに教えていく義務はあるのではないかと少し思うところである。

○藤田委員 学校に責任を全て押しつけるということではなく、学校は何を教えていたのかということになると大変なので、選管等、いろいろな組織で分担していただきたい。参議院選直前なので、どのような方法で、どの範囲までを子ども達に教えるのかということ、きちんとしていただきたい。また、保護者への呼びかけなども必要ではないか。

○森委員 この教育は、何の授業でどのくらいの時間を受けるのか。特に、次の選挙がもう目の前にあると、どのぐらいのことを教えることができるのかなと思う。

○春日参事 いわゆる主権者教育という部分と、政治的活動に対する指導のあり方という二面性がある。主権者教育、政治的教養の教育については、年間を通して小学校時代から積み上げていき、高校段階では更に主権者に近づくため、詳しく学ぶことは大切だと思う。それに対して政治的活動等については、近く選挙があるので、学校も委員さん方がおっしゃるような課題意識は持っており、適宜準備しているところである。現在、各学校で年間の指導計画を作成して、県の教育委員会へ報告するよう働きかけもを行っている。

○鴨木教育長 この問題については、教育委員会事務局の中で相当回数を重ねて議論をしてきた。特に、生徒が行う選挙運動について、公職選挙法に抵触するようなことがあってはならないので、実際に今度選挙権を得る生徒に対して、きちんと学校教育の中で注意喚起ができるようにすることは大事であると、そこはほぼ共通認識になっている。ただ、学校現場自身がそのような認識を持っている中であって、追加的に県の教育委員会から学校現場に対してそこだけをきっちりやりなさいということを行い過ぎると、学校現場が選挙運動のルール違反のところだけを強調して主権者教育を進めることになるのも、また本意ではない。学校教育の中で、ルール違反は何なのかということも当然注意喚起をしながら、主体的な主権者となるための教養を身につけてもらう、一般論を超えて、今回は選挙が目前にあるので、できるだけ具体的な事例に則して実践的な学びができるように配慮してもらおうというようなことだろうと議論をしてきた。

もう一つの重要な論点、特に学校の教育活動の外で、当然主権者として有権者として、18歳の生徒は選挙運動も投票行動も行いうる。公職選挙法違反はいけないが、公職

選挙法に抵触しない範囲では、むしろ主権者として堂々と政治的な活動を行ってほしい。そのときにどの程度の生徒指導を行えば良いのかということについては、今の段階で、網羅的、一律の外形基準で、一斉に生徒を規制する、縛るようなやり方をとるということではないだろうというのが、現時点での事務局の考えである。したがって、学校現場に対して、あまり生徒を縛り過ぎることのないようなメッセージの出し方としては、この「必要かつ合理的な範囲内」の具体的な運用としては、一つ一つの具体的な事例に則してそれを丁寧に検討していく。しかも、学校現場と教育委員会事務局と一緒に具体的な事例の検討を積み重ねていく中で、構外の生徒の政治的な活動に対する生徒指導のあり方が、少しずつ見えていくのではないかと。それをあまり最初から安全サイドに立ち過ぎると、何もするなということになるが、そのようなことにならないように、学校側は構外の生徒の政治的な活動について少し縛りを外すというか、主権者としての高校生に信頼を置くというか、そのようなところから事例検討を始めてみてはどうかと、これが今のところの事務局の中の議論である。

ところで、一番大事な点は、これについての結論は事務局の判断で決めることを超えているため、教育委員会会議で協議をお願いしたということである。そのプロセスにおいては校長会とも議論をしたが、校長会としては一律の基準をつくるよりも、このような個別具体の事例検討を進めていくやり方でもいいのではないかとという意見であった。

いずれかの時点で、何らかのメッセージを学校現場に出すべきだと思っており、そのメッセージの骨格を資料14の2、14の3のページに記している。このような基本的考え方でこの問題に対処して良いのかどうかについて、今日の段階で意見集約に至れるのか、もう1か月置いて5月20日の教育委員会会議で再度議論した方が良いのか、そのあたりも含めてもう少しご意見をお聞きしたい。

○藤田委員 この基本的な考え方の中で、14の2ページ最後の「学校で判断に困るような事案があればどんどんお知らせいただき」という文章は学校側に対しても、子どもたち、我々が見ても、島根らしい運用のあり方が見えてくるのではないかと、期待感を持っている。子どもにある程度ゆだねるとするのは、校長会の中でもそのような意見であったということで、それでよいかとも思うが、ただ少し不安がある。その不安が解消できるのであれば、メッセージ的には良いと思う。

○岡部委員 確かに、藤田委員がおっしゃるように、運用に関しての不安は関係者含めてみんなそれぞれ持っていると思う。ただ、制度としてはあるものなので、前向きにとらえて歩み出し、その中で弾力的な対応をしていったらどうかと思う。そういう部分のポリシーが、ある程度この中には盛り込まれていると思う。

○原委員 高校生が危険なことに巻き込まれるというのが、私にはあんまりピンとこない。この緑の冊子の13ページに、満18歳になれば選挙運動が可能で、ブログへの書き込み、SNS、動画サイトへの投稿も可能であると書いてあるが、これ以外のことでいけないことは何かと思う。例えばコンビニでアイスクリームをおごるのは、選挙時点でなくてもふだんあり得ることで、そこまでを違反とするとなると大変なことになる。金品授受等の重大事案がもし発生したらということだが、もしかして発生するかもしれないことをあまりに縛ると、私がさっき言った明るい未来が見えなくなってしまうので、少しどうかという気がする。

○鴨木教育長 インターネットという道具を使った選挙運動に関しては、いわゆるブログもLINEのようなものも良いが、電子メールはいけない。インターネットを介した選挙運動の中で、何が公職選挙法違反になるのか事務局から説明していただきたい。

○吉崎子ども安全支援室長 SNSを利用した選挙運動、リツイート、シェア等は可であるが、電子メールを利用した選挙運動は不可であるというようにされている。電子メールとLINEの違いについて、子どもたちにわかりやすく伝える方法を検討しなくてはならない。

○鴨木教育長 法律上、電子メールを使って選挙運動ができる主体が限られているため、ある意味でいうと形式的に法律違反になっているという状態である。これは、この先、国会の中の審議を通じて、そこに線を引くことの意味の妥当性について議論される可能性はあるかもしれない。

○吉崎子ども安全支援室長 ただ、18歳未満の子どもはSNS等であっても選挙運動はできない。いわゆる選挙権を持ち得た高校生でないと選挙運動はできないということになる。

○鴨木教育長 そもそも選挙運動は選挙権を持ってないとできない。しかし、18歳未満であっても、選挙運動に当たらない政治的活動は認められている。ある政策が必要だというような考え方を主張すること自体は、これは選挙運動に当たらない範囲での政治的活動だという理解の中では、18歳未満の生徒にも認められている。そこの線の引き方が大変専門的、技術的になっているという実態があり、公職選挙法に抵触しないよう、できる限りの学校教育の中で注意喚起は行っていくことになると思う。しかし、心配するあまり、18歳未満の生徒も含めた生徒の政治的な活動を萎縮させるようなことになることはどうなのかという、もう一つの考え方がある中で、現時点はここまでの文章をまとめてきたという状態である。

○広江委員 今度選挙も予想されている中で、これをベースにした文書が、教育委員会から発出されることについて議論しているということか。

○鴨木教育長 文書を出してよいかどうかも含めて議論いただきたい。

○広江委員 そうすると、例えば必要かつ合理的な範囲内が何かということ、まだ後の問題で、もし学校から照会があればこう答えるという形になるということか。

○鴨木教育長 具体的なやり方はいくつか方法論があると思う。例えば、共通認識に至れば、第1次メッセージとして、こういう一般的な考え方をまず学校現場に伝え、その後、学校現場からの個別具体的な問い合わせが出てくると思う。その事例検討を行い事例が集まった段階で、またそれを学校現場に返すというような双方向のコミュニケーションを始めてはどうかという基本的な方法論である。

○広江委員 私はその点については賛成である。来月まで持ち越さず、今日、議論を尽くしたら学校には発出し、そうすると当然学校側からの動きはあるので、そこでも事例を蓄積していくことには賛成である。

○岡部委員 7月だと、あまり期間がないので、今日、合意できればこういう形で発信して良いのではないかと思う。

○森委員 学校も早く求めていると思う。

○鴨木教育長 今日コンセンサスにまでたどり着いた上で、可能な範囲でのメッセージ

を出していくという点については一致いただけたということでよいか。そうすると、第1次メッセージの出し方がこれでよいかという論点に移させていただきたいが、いかがか。

○岡部委員 もしかすると後になって不足する部分があったと思うことがあるかもしれないが、大筋で理解できるところではないかと思う。

○広江委員 この文書の中で盛り込んでほしいというわけではないが、学校では既に行事や大会などの年間計画を決めている。例えば行事等が選挙日と重なったときの対応方法についていずれかの時点で学校に話しておく必要があると思う。

○鴨木教育長 第2段以降のQ&Aの中では、そういうものも必要な状況になってくるだろうと、このように受けとめさせていただいてよいか。

○広江委員 はい。

○鴨木教育長 協議の取りまとめに入らせていただきたいと思う。まず、タイミングとしては、1か月後の教育委員会会議に持ち越すのではなく、今回のタイミングで第1次メッセージを出していく。内容としては、これに基づき学校向けのメッセージとしてふさわしい体裁にした上で出す。以上の基本的な方向性を本日の段階で決定したということで、教育委員会事務局としては、その意を解して、学校現場に対して適切なメッセージを出していくということにさせていただきたい。

――資料に基づき協議

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

(承認事項)

第1号 市町村立学校教育職員(管理職)人事異動について(学校企画課)

――原案のとおり承認

(協議事項)

第2号 公立学校教育職員による不適切事案について(学校企画課)

――資料に基づき協議

鴨木教育長 閉会宣言 18時40分